2　競争参加資格

⑴　次に掲げるすべての条件を満たしている者（以下「単体有資格者」という。）、あるいは次に掲げるすべての条件を満たしている者を共同企業体の構成員として、⑵の共同企業体構成基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、３⑴に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定ＪＶであること。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。

③　当機構関西地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けている者であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

④　当機構関西地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記③の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑤　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥　平成13年度以降（平成13年４月１日から６⑶に示す提出日の前日まで）に完成した本工事と同種の工事を元請又は当機構発注工事（※）の一次下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、以下の２要件を満たすものをいう。（㈠、㈡は別工事でも可とする。）

㈠　整地土工事で、盛土量100,000㎥以上の工事。

㈡　下水道工事において、本管工の施工延長1,000m以上の工事。

特定ＪＶの全ての構成員が前記㈠、㈡のうち少なくとも一方の実績を有し、かつ、特定ＪＶは前記㈠、㈡両方の実績を有すること。

経常建設共同企業体のいずれかの構成員が前記㈠または㈡の実績を有し、かつ、経常建設共同企業体は、前記㈠、㈡両方の実績を有すること。

※当機構工事には、旧都市基盤整備公団及び旧地域振興整備公団工事を含む。

⑦　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することができること。

㈠　１級土木施工管理技士の資格を有する者、若しくはこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

㈡　平成13年度以降に元請又は当機構の一次下請けとして、上記⑥に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

（㈠、㈡は別工事でも可とする。）

特定ＪＶは、全ての構成員が上記基準のうち少なくとも一方の基準を満たす者を専任で配置することとし、いずれかの構成員が代表として上記基準を満たす監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

経常建設共同企業体は、いずれかの構成員が代表として上記基準を満たす監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

特定ＪＶ及び経常建設共同企業体ともに、構成員おのおのが２⑥㈠、㈡のうち一方の実績を有する者を専任で配置することで可とするが、２名で両方の実績を有すること。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑧　申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑨　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑩　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑪　当機構西日本支社（所管事務所等を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日から過去１年以内において60点未満のものがないこと。（過去１年の起点は完成引渡日とする。）

⑫　当機構が関西地区において発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定型一括入札方式」、「枠組み協定一括発注方式」又は「追加工事協定方式」による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、平成20年４月１日から資料の提出期限日までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、下記の条件を満たすこと。

㈠　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

㈡　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限日において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑬　低入札価格調査対象となった場合の専任技術者の追加配置

㈠　単体有資格者、経常建設共同企業体及び特定ＪＶともに、上記⑦㈠から㈢の基準を満たす専任の技術者体制と同等の体制を１組以上追加配置できること。

㈡　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告できること。

⑭　総合評価に係る施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、不備なく適正に記載されていること。

⑮　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者ではないこと。

⑵　特定ＪＶの構成基準　特定ＪＶの構成は、２⑴に掲げる条件をすべて満たしている者で、次により構成しなければならない。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　構成員数は、２社とする。

③　各構成員の出資比率は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

④　経常建設共同企業体は、特定ＪＶの構成員として申請することはできない。

３　特定ＪＶの競争参加資格審査申請等

⑴　審査申請　本工事の競争入札に参加を希望する特定ＪＶは、６⑶の申請書等の提出と同時に、当機構の所定様式による共同企業体受付票、共同請負入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状（以下「申請書等」という。）を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。なお、６⑶の提出日に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することはできない。

⑵　認定資格の有効期限　認定の日から本工事（契約予定工事を含む。）が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当初工事に係る契約が締結される日までとする。